令和3年度 公文書開示(2月決定分)

で作る平反	公义者	· 開示(2月決定分) 	}	央定区	分	(根拠規	見定)3	そ例7条			
月 整 講 求 理 年月日 番	決 定 年月日	公文書の件名	総開開開	- 部開示	存否応答拒否	2 3 4 号 号	· 5 (	5 7 8 号 号 号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1 R4. 1. 25	R4. 2. 8	〇〇(住所)に係る「土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認申請書」	0		1				<b>F</b>		環境局 環境改善部 化学物質 対策課
2 R4. 2. 4	R4. 2. 16	積替え保管施設事前計画書(令和2年6月10日受付No.28)、 産業廃棄物収集運搬業許可証(令和3年3月10日2環資産変第36号)	73 1								環境局 資源循環推進部 産業 廃棄物対策課
3 R4. 1. 27	R4. 2. 17	・太陽光パネルのリサイクル推進に向けた取組状況について(令和3年3月31日)	4 1								環境局 資源循環推進部 計画課
4 R4. 1. 27		・会議等議事要旨記録票(議題:都内住宅への太陽光発電導入ポテンシャルについて(令和3年3月19日)) ・会議等議事要旨記録票(議題:太陽光発電の価格と技術動向、太陽光パネルのリサイクル推進に向けた取組 状況、蓄電池価格と技術動向等(令和3年3月31日)) ・3環総政第123号「東京都環境基本計画の改定に係る東京都環境審議会への諮問について」(令和3年5月14日決定) ・会議等議事要旨記録票(議題:東京都環境基本計画の改定について(令和3年5月14日)) ・東京都環境基本計画の改定について(令和3年5月14日) ・会議等議事要旨記録票(議題:カーボンハーフ実現に向けた環境施策の新たな展開について、太陽光発電設備の導入状況・設置ポテンシャル(令和3年9月13日)) ・3環総政第434号「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に係る東京都環境審議会への諮問について」(令和3年10月4日決定)	9 1								環境局 総務部 環境政策課
5 R4. 1. 27	R4. 2. 18	・カーボンハーフ実現に向けた環境施策の新たな展開について(令和3年9月13日)	6	1					ジで合お・員氏	・「家庭部門(住宅)への再エネ導入施策」中の「※各種支援策で下支え」の実施時期及び「制度強化の全体イメージ」中の「各制度強化のスケジュール(案)」の一部については、検討中の未成熟な情報であり、都民や事業者へ与える影響が大きいことから、今後さらに検討を重ねたうえで、正式に決定するものであるため、条例7条5号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当する。また、これらの情報を一方的に開示した場合、関係する事業者から本来得られる協力が得られなくなり、今後の制度化に向けた調査検討や関係機関との調整等の事務が円滑に進まなくなるおそれがあるため条例第7条第6号(行政運営情報)にも該当する。 ・「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会(仮)について」及び「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会(仮)委員一覧」中の一部委員名候補者の氏名、分野及び役職については、検討段階において委員候補者として名前があったものの就任しなかった委員の氏名、分野及び役職は、個人を特定するため条例第7条第3号(個人情報)に該当する。また、就任に至らなかった委員候補者を開示した場合、今後の委員選任に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7号6号(行政運営情報)にも該当する。	環境局 総務部 環境政策課
6 R4. 1. 27	R4. 2. 18	・東京都環境審議会企画政策部会(第39回)会議次第及び資料 ・東京都環境審議会企画政策部会(第39回)議事録 ・東京都環境審議会企画政策部会(第41回)会議次第及び資料 ・東京都環境審議会企画政策部会(第41回)議事録 ・第51回 東京都環境審議会 会議次第及び資料 ・第51回 東京都環境審議会 議事録 ・東京都環境審議会企画政策部会(第42回)会議次第及び資料 ・東京都環境審議会企画政策部会(第42回)議事録 ・東京都環境審議会介ーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会(第1回)会議次第及び資料 ・東京都環境審議会カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会(第1回)議事録 ・東京都環境審議会カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会(第2回)会議次第及び資料 ・東京都環境審議会カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会(第2回)会議次第及び資料 ・東京都環境審議会カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会(第2回)会議次第及び資料	0						本ま	5件開示請求に係る公文書は、インターネット上に公開されているため、東京都情報公開条例第18条第2項(他の制度等との調整)により開示し E せん。	環境局 総務部 環境政策課
7 R4. 1. 27	R4. 2. 17	・都内住宅への太陽光発電導入ポテンシャルについて(令和3年3月19日) ・会議等議事要旨記録票(議題:カリフォルニア州における住宅へのPV導入施策について(令和3年7月27日)) ・カリフォルニア州における住宅への太陽光発電設備(PV)導入施策の変遷について(令和3年7月27日) ・会議等議事要旨記録票(議題:2030年カーボンハーフに向けた新築施策(案)の検討状況報告(令和3年8月23日))	6 1								環境局 地球環境エネルギー 環境都市づくり課
8 R4. 1. 27	R4. 2. 17	(1) 太陽光発電の価格と技術動向(令和3年3月31日) (2) 蓄電池価格と技術動向等(令和3年3月31日) (3) 新築施策(案)について(令和3年8月23日) (4) 太陽光発電設備の導入状況・設置ポテンシャル(令和3年9月13日)	22	1					はる(を・・・・ (の上等報 (真は情 (協た例 (でがが・	(2) の「蓄電池価格と技術動向等」中の令和2年度補助実績に係る「主な蓄電池メーカー」(対応する製品の蓄電容量含む)及び製品写真(写真に付記されたメーカ名等を含む)は、これらの情報を開示した場合、事業者の販売上の情報であることから、事業活動が損なわれると認められるため条例第7条第3号(事業活動情報)に該当する。 (3) の「2030年カーボンハーフに向けた各制度改正について」中の【建築物環境計画書制度改正】の「3点目の記述」は 施策実施にあたって協働を求める可能性のある関係者に関する検討中の未成熟な情報であるため条例7条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当する。また、これらの検討中の未成熟な情報を開示した場合、今後の施策検討に関する関係者との調整等の事務が円滑に進まなくなるおそれがあるため条例第7条第6号(行政運営情報)にも該当する。 (4) 「太陽光発電に関する技術情報」の中の次の部分は、公表を前提とせずに、関係事業者から任意の協力の下に聴取した事業者の非公表情報であるため、条例7条7号(任意提供情報)に該当する。また、これらの情報を開示した場合、事業者の販売上の情報であることから、事業活動が損なわれると認められるため、条例第7条第3号(事業活動情報)に該当する。さらに、今後、関係事業者等からの情報収集を円滑に行うことが困難となり、新規政策の検討その他の事務に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号(行政運営情報)にも該当する。・「壁材(外装パネル、窓ガラス等)と一体の製品(〇〇(事業者名)・〇〇(事業者名)等)」の「価格」欄の一部	環境局 地球環境エネルギー音環境都市づくり課
9 R4. 2. 17	R4. 2. 28	杉並区善福寺3-13-15の「土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書」	0		1				本	ト件申請書は収支していないため存在しない。	環境局 環境改善部 化学物質対策課